

お知らせ

平成25年4月12日

津和野町の歴史的風致維持向上計画が新たに大臣認定されました！

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、計画認定申請された島根県津和野町の歴史的風致維持向上計画について、4月11日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されましたのでお知らせ致します。

これにより、全国の歴史的風致維持向上計画の認定数は38市町となり、中国地方では、7市町（山口県萩市、岡山県津山市、岡山県高梁市、島根県松江市、広島県尾道市、広島県竹原市、島根県津和野町）となります。

今後は、認定計画に基づき国の支援施策等を活用した歴史まちづくりが推進されます。

（詳細は別添資料のとおり）

<問い合わせ先>

中国地方整備局

建政部 都市・住宅整備課【担当：峰寄、梅谷】

Tel：082-221-9231（内線 6162, 6165）

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 2 5 年 4 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等35市町の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった岐阜県岐阜市、長野県長野市、島根県津和野町の歴史的風致維持向上計画について4月11日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は38市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに11日以降に公開されます。

・国土交通省 HP：<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>

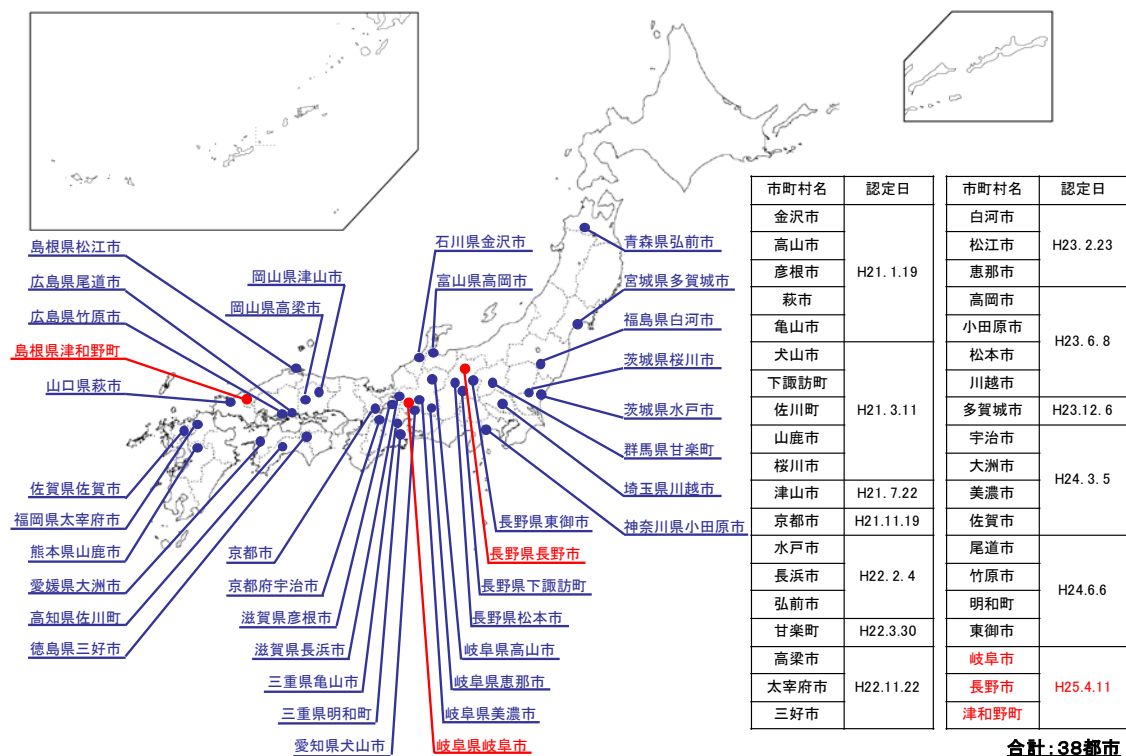


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市町の計画の概要（申請順）

○ 岐阜市歴史的風致維持向上計画（岐阜県岐阜市 認定申請日 H25. 3. 6）

史跡「^{ぎふじょうあと}岐阜城跡」を含み、岐阜まつり等の祭礼や岐阜提灯等の伝統工芸が受け継がれ歴史的町割りや建造物が残る岐阜城下町、1300年以上続く鶺鴒が行われる長良川や鶺鴒匠が住む^{うかいや}鶺鴒屋地区の区域を重点区域とし、岐阜公園の再整備、歴史的建造物の修理・修景に対する助成、長良川鶺鴒伝承館における鶺鴒文化の情報発信、岐阜提灯の振興事業等が位置付けられています。



【長良川で行われる鶺鴒】

○ 長野市歴史的風致維持向上計画（長野県長野市 認定申請日 H25. 3. 7）

国宝「^{ぜんこうじほんどう}善光寺本堂」等を含み、善光寺^{ごかいちやう}御開帳や戸隠神社^{とがくしじんじや}式年大祭等の祭礼が受け継がれ、寺社や宿坊等の歴史的建造物が残る「^{まつしろじやうあと}善光寺・戸隠地区」、史跡「^{まつしろじやうあと}松代城跡」等を含み、松代城下町を流れる水路を活用した伝統的な水利用や^{まちかわだ}町川田神社の^{おんぼらさい}御柱祭等の活動が受け継がれ、武家屋敷や宿場の町並みが残る「^{わかほかわだ}松代・若穂川田地区」、重要文化財「^{しらひげじんじやほんでん}白髭神社本殿」を含み、白髭神社の祭礼等が受け継がれ、歴史的な民家等の建築が残る「^{きなさ}鬼無里地区」の3箇所を重点区域とし、重要文化財「^{きやうぞう}善光寺経蔵」の保存修理、道路の美装化・無電柱化、鬼無里地域の伝統的な祭礼の情報発信等の事業が位置付けられています。



【善光寺御開帳期間中の祭礼】

○ 津和野町歴史的風致維持向上計画（島根県津和野町 認定申請日H25. 3. 8）

重要文化財「^{はちまんぐうほんでん}八幡宮本殿」、史跡「^{つわのじやうあと}津和野城跡」等を含み、重要無形民俗文化財「^{つわのやさかじんじや}津和野弥栄神社の^{さぎまい}鶺鴒舞」や津和野踊り等の祭礼が受け継がれ、^{ほんこうようろうかん}藩校養老館や町屋建築が残る津和野城下町やその背景となり津和野の景観を形づくる^{あおの}青野^{さんろく}山麓の区域を重点区域とし、藩校養老館の保存修理・活用、青野山麓から城下町への眺望を生かした広場・散策路整備、伝統行事の活動支援等の事業が位置付けられている。



【藩校養老館前で行われる鶺鴒舞】

津和野町の維持及び向上すべき歴史的風致

津和野町は、山間の盆地や平坦地、斜面地に街や集落を築いてきた地域であり、いずれも小規模な空間で、地域の中に点在し、地形的には高津川やその支流が、街や集落をつなぐような構造となっています。近世においては津和野藩が置かれ、わずか4万3千石の小藩でしたが、先人達は開明の気質を持って、産業や文化、人材を育ててきました。こうした歴史的風土の中で、鷲原八幡宮の流鏝馬や津和野弥栄神社の鷲舞、津和野踊、神楽などの伝統行事や民俗芸能が、城下町の風情を残す街並みや歴史的建造物などを舞台に継承されてきており、固有の歴史的風致を形成しています。

1 街の歴史的風致

①鷲原八幡宮と流鏝馬(中世の神社と祭礼行事)

重要文化財のある鷲原八幡宮には中世からの馬場もあり、毎年4月の第2日曜日に、鎌倉・鶴岡八幡宮より勧請された流鏝馬神事が行われます。



②弥栄神社と鷲舞(近世の建築と祭礼行事)

重要無形民俗文化財の津和野弥栄神社の鷲舞は、毎年7月20日と27日に弥栄神社や歴史的建造物が数多く残る旧城下町で行われます。



津和野弥栄神社の鷲舞

③旧城下町と仏教行事

殿町通りをはじめとした旧城下町では、仏教行事として4月の花まつり、盆の津和野踊(県指定無形民俗文化財)が、宗派を超えて行われます。



津和野踊(盆おどり)

④カトリック教会関連建造物と乙女峠まつり

乙女峠まつりは、毎年5月3日に開催され、津和野カトリック教会(登録有形文化財)をスタートし乙女峠まで行進し、ミサが行われます。



乙女峠の坂を上る信者たち

⑤松林山天満宮と奴行列

奴行列は、毎年11月23日に近い日曜日に、殿町や本町通りなど旧城下町で行われます。参勤交代を模したものです。



殿町通りと奴行列

2 野と山の歴史的風致

⑦春日神社と奴道中

奴道中は、毎年11月の第2日曜日に、春日神社(本殿は江戸中期建築)をスタートし、長持唄に合わせて、日原地区を練り歩きます。



日原奴道中

⑧青原八幡宮と祭礼行事

青原八幡宮(本殿は江戸時代の建築)の秋の大祭では、奴道中と山車を引く網代が、八幡宮を出発し旧山陰道などを練り歩きます。



網代

⑥造り酒屋と酒づくり

旧城下町一帯では、青野山の伏流水が各所に湧き出ており、現在も4軒の酒造場が、登録有形文化財を含む歴史的建造物を利用して酒造りを行っています。



華泉酒造場(登録有形文化財)

⑨富長山八幡宮と秋祭り

富長山八幡宮(本殿は江戸後期建築)の秋の大祭では、地芝居や歌舞伎などの奉納余興が、境内で行われます。



地芝居

⑩三渡八幡宮と柳神楽

三渡八幡宮(本殿は県有形文化財)では、県無形民俗文化財の柳神楽が、秋の大祭などで行われます。



柳神楽

⑪須川八幡宮と田植え囃子

須川八幡宮(本殿は江戸後期建築)の秋祭りの奉納として、田植え囃子が行われます。



田植え囃子

⑫永森山八幡宮と田植え囃子

永森山八幡宮(社殿は明治初期の建築)では、10月の例祭に合わせて田植え囃子が行われます。



田植え囃子

⑬左鍔八幡宮と神楽

左鍔八幡宮(社殿は明治初期の建築)の秋祭りでは、八調子の神楽13演目が行われます。



左鍔神楽(大蛇)



津和野町の重点区域における施策・事業の概要

名称：津和野歴史的風致地区

面積：約1,113ha

I 歴史的建造物の保存及び修理等

1 藩校養老館保存修理事業

- 建物南側：全面解体による保存修理及び改変箇所の復元
- 建物北側：老朽・き損箇所等の保存修理及び改変箇所の復元

2 藩校養老館活用事業

- 史料等の展示や説明（ガイダンス機能）、津和野学・地域学、生涯学習の場などとしての活用



津和野藩校養老館

3 津和野藩邸跡・公園整備事業

- 庭園と大手門の復元及び緑地や便益施設、案内表示板の一体的整備



嘉楽園（藩邸跡）

4 津和野歴史的風致地区防災対策事業

- 消火栓や防火水槽など地区防災施設の整備



永明寺

II 歴史的な風情を伝える良好な環境の保全・形成

5 空き家再生事業

- 空き家の再生に関わる修繕



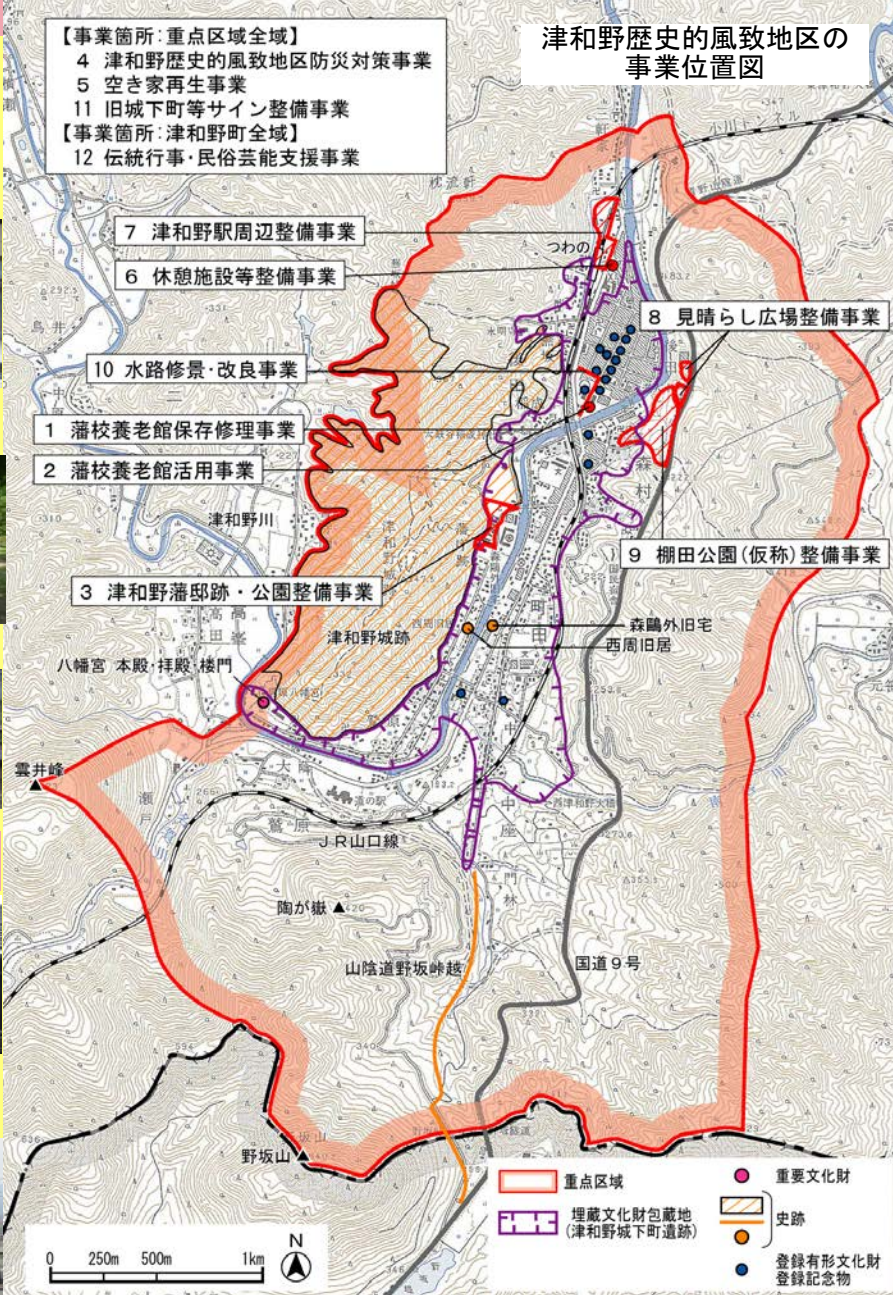
旧城下町内にある空き家

6 休憩施設等整備事業

- 旧SL館（現在空き家）の撤去
- 跡地に休憩や情報提供（案内）の場などとして利用できる小公園を整備



旧SL館



7 津和野駅周辺整備事業

- 案内施設、トイレ、広場の整備
- 歩道の整備・修景



津和野駅

8 見晴らし広場整備事業

- 老朽建物の除去
- 跡地の見晴らし広場としての整備



旧城下町の眺望

9 棚田公園（仮称）整備事業

- 休憩や交流、街並みの眺望の場などとして活用できる広場や休憩施設、歩行者空間等の整備



国道9号から見る棚田と街の風景

10 水路修景・改良事業

- 花ショウブのある水路の修景・整備
- 良好な水質の確保と鯉の生育環境の向上



鯉が泳ぐ水路

III 回遊性の向上と歴史文化ネットワークの構築

11 旧城下町等サイン整備事業

- 案内板、説明板、誘導標識等の計画的な整備



既存の案内板

IV 歴史的風致に関わる調査や活動支援及び啓発

12 伝統行事・民俗芸能支援事業

- 関係団体（活動）助成
- 衣装、備品等の収納、練習の場などの整備・充実の支援



津和野弥栄神社の鷺舞

歴史まちづくり

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



歴史まちづくり法とは

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な市街地の環境(歴史的風致)を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

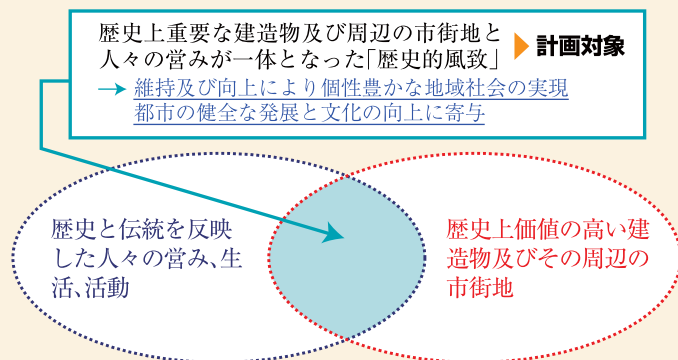
歴史的風致とは・・・

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義(法第1条)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。



地元で「うだつの上がる町並み」と呼ばれている重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な市街地の環境を形成している。(岐阜県美濃市)



「歴史的風致」の概念図

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方

歴史的風致の構成要素である「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含まれます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができます。



重要無形民俗文化財の例(祭礼:高山祭)

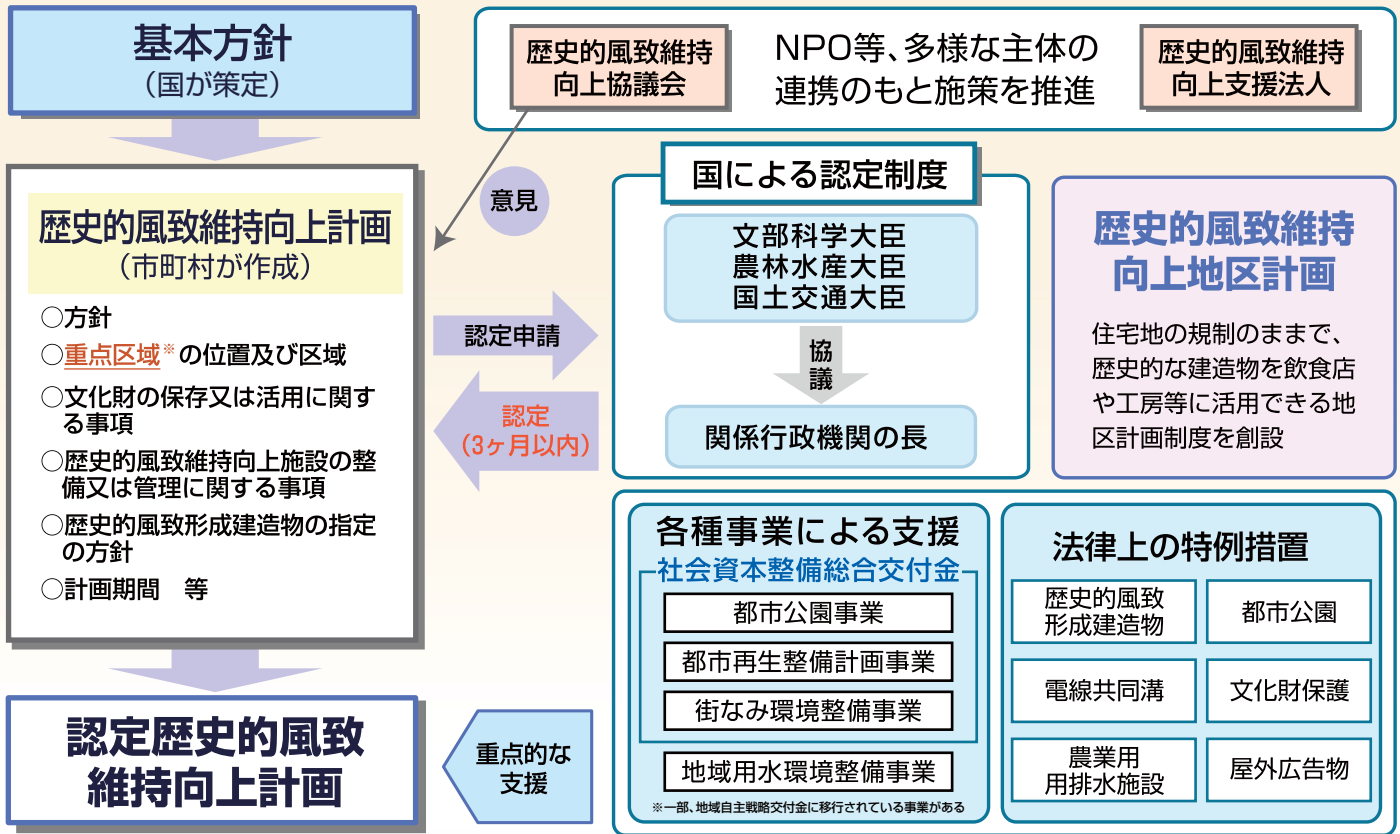


重要無形文化財の例(工芸技術:萩焼)

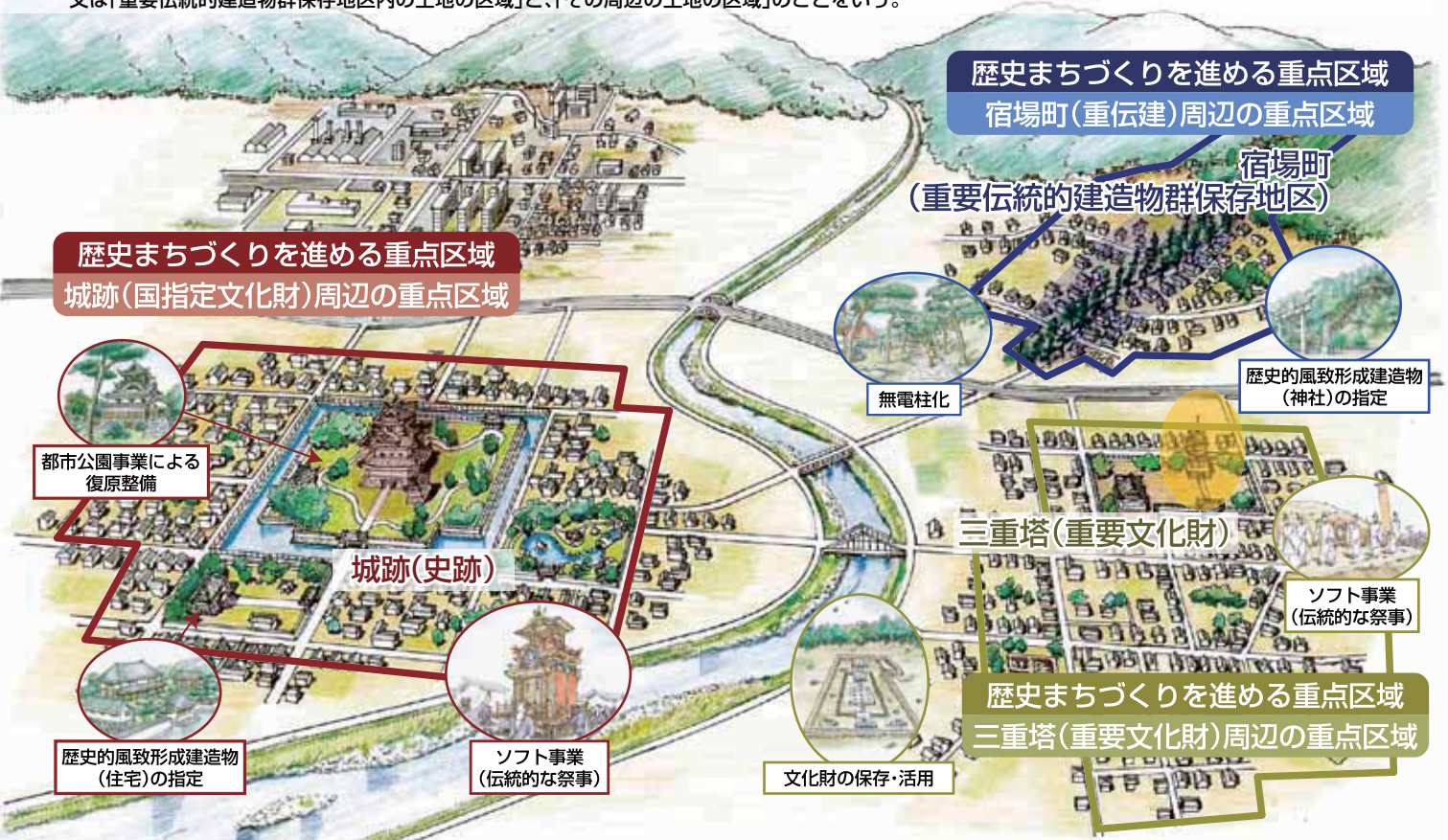
「歴史と伝統を反映した人々の営み」のイメージ

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



*重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。



事業の概要

～認定計画に基づく事業を支援します～

街なみ環境整備事業

- ◆ 重点地区または街づくり協定等が結ばれた地区において、協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備等について、総合的に支援します。
- ◆ 歴史的風致形成建造物等については、復原、買収等についても支援します。



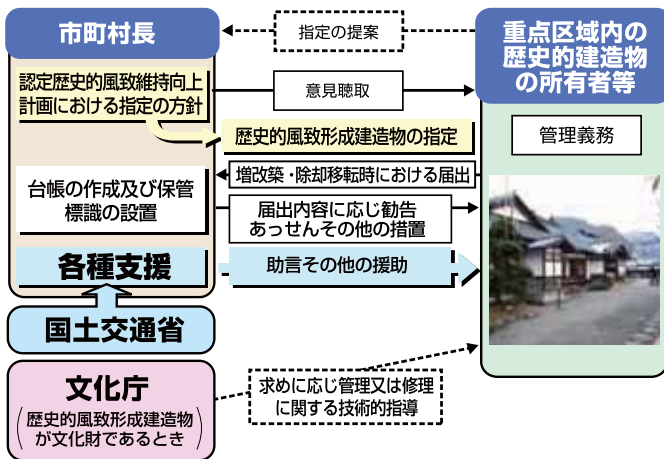
歴史的風致形成建造物の復原・修理・買収・移設

都市公園事業

- ◆ 古墳、城跡、旧宅等を復原したもので上価値の高いもの
- ◆ 公園管理者以外の歴史的風致維持向ても支援します。

歴史的風致形成建造物 (法第12条～21条)

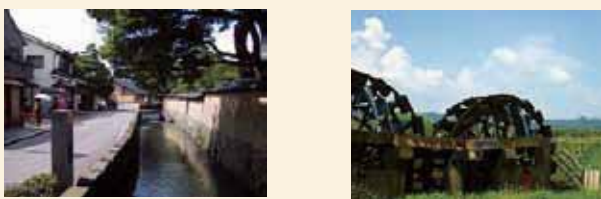
市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定できます。



歴史まちづくりを重点

地域用水環境整備事業

- ◆ 歴史的風致維持向上計画に定めた農業用排水施設の修復(更新)等を支援します。



まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している用水路の整備・管理

市街地の周辺において歴史的風致の形成に寄与している施設の整備・管理

の遺跡及びこれら
歴史上または学術
が対象となります。

地方公共団体及び
上支援法人に対し



都市公園内の城跡等の復原

都市再生整備計画事業

- ◆ 認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合には、交付率の上限を現行の40%から45%に拡充します。
- ◆ 古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等の新たな基幹事業の追加により、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを支援します。



電柱電線類移設等による
魅力的なまちづくりの推進

的に進める区域
(重点区域)

城郭建築(重要文化財)

大名庭園(名勝)

都市再生区画整理事業

- ◆ 認定計画に基づく土地区画整理事業地区を重点地区として支援します。
- ◆ あわせて、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を支援します。

都市・地域交通戦略推進事業

- ◆ 重点区域内の過度な自動車交通の流入を抑制するために設けられるパークアンドライド駐車場などの整備を支援します。

「歴史的風致維持向上計画の認定事例」

「金沢市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成20年度～29年度

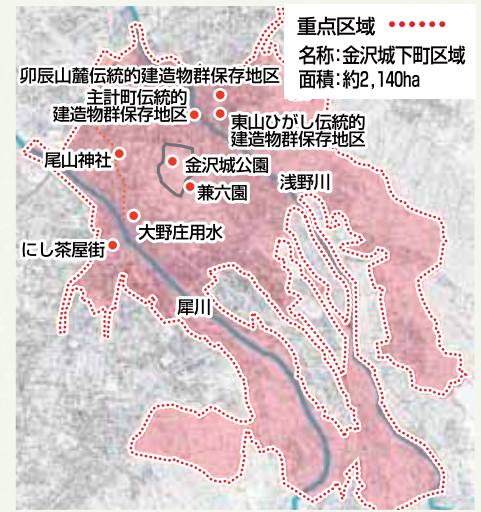
石川県金沢市

計画紹介：<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11201/rekishitoshi/fuuti.jp>

「金沢市歴史的風致維持向上計画」では、史跡「金沢城跡」や特別名勝「兼六園」を中心とした旧城下町の区域及びこれらを取り囲む緑豊かな台地、丘陵の自然地形の一部を含む区域を重点区域とし、金沢城公園整備事業や用水整備事業、茶屋街や寺院群等の歴史的なまちなみの保存、茶の湯や能の伝統文化の継承などが位置づけられています。

金沢市の維持向上すべき歴史的風致

金沢市の歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする歴史的建造物や歴史的街並みとともに、人々の生活、生業として現在も営まれている伝統行事、伝統文化、工芸技術(伝統産業)が一体となって形成される良質な市街地環境です。



金沢城跡(国指定史跡)での薪能



卯辰山麓地区(旧観音町)

重点区域における施策・事業の概要

金沢城公園整備事業



河北門と橋爪門(二の門)の復元による金沢城三御門の整備、いもり堀の段階復元。

大野庄用水整備事業



既存の石積み護岸の老朽化に対する改修整備。用水沿いを快適に歩ける環境づくり。

加賀宝生子ども塾事業



市内の小中学生を対象に、市指定無形文化財の加賀宝生を月2回・2年間教える。

「太宰府市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成22年度～31年度

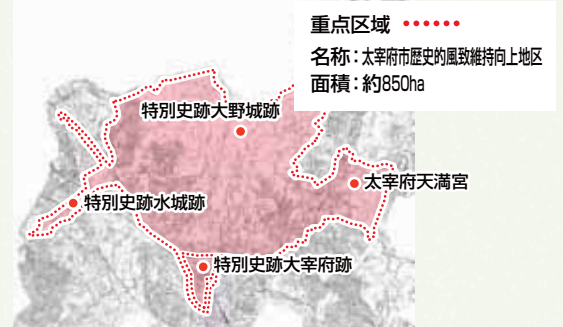
福岡県太宰府市

計画紹介：<http://www.city.dazaifu.lg.jp/toshiseibi-k/keikann/rekimatisakutei.html>

「太宰府市歴史的風致維持向上計画」では、大宰府設置以来1300年以上の歴史を有し、太宰府天満宮神幸式や「さいふまいり」と呼ばれる太宰府参詣、厄除けの梅あげなどの梅にまつわる習慣、名物梅ヶ枝餅などの門前の賑わいといった人々の営みが今に息づく大宰府関連史跡及び太宰府天満宮とその門前の歴史的環境を有する地域を重点区域とし、歴史的風致形成建造物等の保存修理や大宰府跡・水城跡・大野城跡周辺の整備等の事業が位置付けられています。

太宰府市の維持向上すべき歴史的風致

太宰府市は、大陸への門戸である玄界灘の近くながら、山々に囲まれた盆地状の地に、大宰府が設置されて以来1300年以上の歴史の中で、宝満山や四王寺山などの自然環境や大宰府関連史跡や太宰府天満宮とその門前などの歴史的環境が伝えられてきています。これらの環境と一体となって「太宰府天満宮神幸式」や史跡地周辺を辿る「さいふまいり」など伝統を引き継いだ人々の営みが展開され、太宰府の歴史的風致を形成しています。



神幸式行列



大宰府跡

重点区域における施策・事業の概要

歴史的風致形成建造物等の保存修理



社寺・伝統家屋等の保存修理(写真:観世音寺)

「門前の生活」の歴史的風致維持向上



幸ノ元・溝尻水路保存修理事業(写真)等

大宰府跡・水城跡・大野城跡周辺の整備



散策路・サイン整備・緑化保全事業等

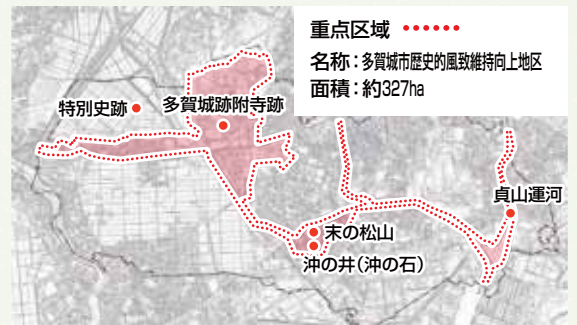
「多賀城市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成23年度～32年度

宮城県多賀城市

計画紹介：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/sisei/keikaku/rekimati/index.html>

「多賀城市歴史的風致維持向上計画」では、特別史跡「多賀城跡附寺跡」を中心に、江戸時代以来の地割りや農村集落としての佇まいを残す集落、地域の人々の営みに重要な役割を果たしてきた貞山運河や塩竈街道を含む区域を重点区域とし、多賀城跡における南門復元、南北大路整備事業等が位置付けられています。また、震災復興を図る際に、良好な景観を形成するため、塩竈街道等の道路美装化や、板倉・石倉・土蔵等の保存・修復助成等も位置付けられています。



多賀城市の維持向上すべき歴史的風致

多賀城市では、神亀元年(724)、仙台平野を望む丘陵上に東北地方の政治・軍事の中心として「多賀城」が設置された後、江戸時代から保護顕彰活動が続けられ、特別史跡や歌枕などの歴史的環境が良好な状態で伝えられています。そして、これらと折り重なるように、塩竈街道を舞台に繰り広げられる陸奥総社宮の祭礼、貞山運河の水運、農村集落としての習俗が、歴史的建造物と一体となって良好な市街地の環境を形成しています。



多賀城政庁跡



塩竈街道を巡行する神輿

重点区域における施策・事業の概要

多賀城南門復元事業



多賀城南門(特別史跡)の復元事業

塩竈街道修景事業



震災復旧を図る上で、道路美装化、説明板設置、板塀復原等を実施

板倉等調査・保存・活用事業



被災した板倉・石倉・土蔵等の調査・保存・修復への助成を実施

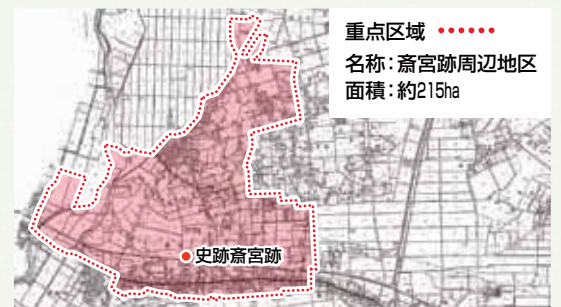
「明和町歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成24年度～32年度

三重県明和町

計画紹介：<http://www.town.meiwa.mie.jp/romantic/guide/temple/rekimati/index.html>

「明和町歴史的風致維持向上計画」では、史跡「齋宮跡」、三重県指定史跡「坂本古墳群」を含み、神聖な場所として古くから住民に守り続けられている齋王の森・竹神社や齋宮復興運動の拠点となった地域を重点区域とし、齋宮跡の建造物や古代伊勢道の復元、坂本古墳群の史跡公園としての整備、史跡内から流末河川に至る幹線排水路の整備、誘導案内板の整備、伊勢街道沿いの歴史的建造物の実態調査等の事業が位置付けられています。



明和町の維持向上すべき歴史的風致

明和町は、古くは全域が伊勢神宮の神領となっており、古代から中世にかけて、天皇に代わり、伊勢神宮の天照大神に奉仕するため、歴代天皇の即位ごとに伊勢に遣わされた「齋王」の御殿とその事務を取り扱う役所(齋宮寮)からなる「齋宮」が置かれていました。近世においては、「齋宮」があった齋宮村をはじめとした5か村は、伊勢神宮の直轄地(神宮領)として残り、伊勢神宮と密接なかかわりを持って発展してきました。

こうした歴史的背景から、齋王制度が廃絶した後も齋宮の旧跡地では、地域住民による保存顕彰活動が受け継がれています。また、町内には伊勢神宮と深い関わりのある土器や織物の生産、大淀祇園祭などの民俗行事が歴史的建造物と一体となって明和町の歴史的風致を形成しています。



齋宮成立期と方格地割



奉祝祭の様子(昭和27年撮影)

重点区域における施策・事業の概要

史跡東部整備事業



柳原区画の最盛期の姿を復元

坂本古墳公園整備事業



坂本古墳群を史跡公園として整備

幹線排水路等整備事業

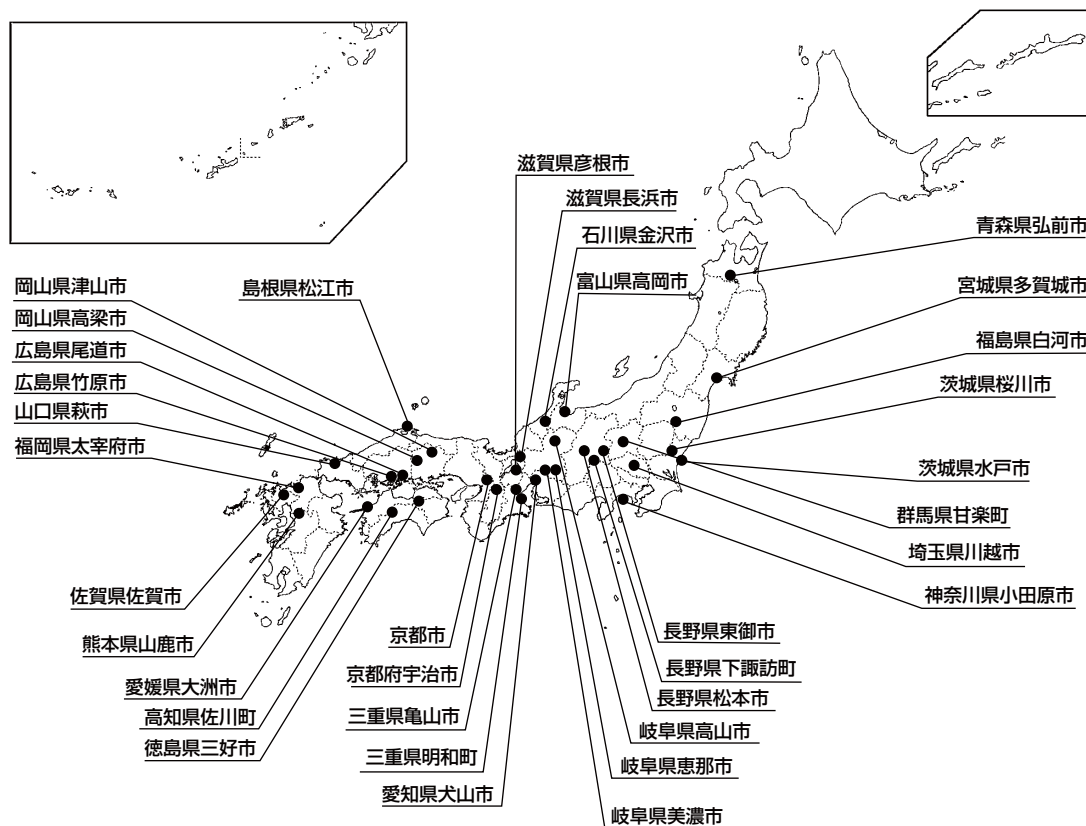


幹線排水路を改修

「歴史的風致維持向上計画の認定状況」

歴史的風致維持向上計画認定状況

平成24年10月末現在



市町村名	認定日
金沢市	H21. 1.19
高山市	
彦根市	
萩市	
亀山市	
犬山市	H21. 3.11
下諏訪町	
佐川町	
山鹿市	
桜川市	

市町村名	認定日
津山市	H21. 7.22
京都市	H21.11.19
水戸市	H22. 2. 4
長浜市	
弘前市	H22. 3.30
甘楽町	
高梁市	H22.11.22
太宰府市	
三好市	

市町村名	認定日
白河市	H23. 2.23
松江市	
恵那市	H23. 6. 8
高岡市	
小田原市	
松本市	
川越市	
多賀城市	H23.12. 6

市町村名	認定日
宇治市	H24. 3. 5
大洲市	
美濃市	
佐賀市	H24. 6. 6
尾道市	
竹原市	
明和町	
東御市	

◎歴史まちづくり法ホームページ <http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html>

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

TEL:03-5253-8954 FAX:03-5253-1593 URL:<http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html>

文化庁 文化財部 伝統文化課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL:03-6734-2415 FAX:03-6734-3820 URL:<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishifuchi/index.html>

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL:03-3502-6004 FAX:03-3506-1934 URL:http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/index.html